

日環保協発1-99号
令和2年3月30日

団体会員団体長 各位

一般社団法人日本環境保全協会
会長 山 条 忠 文
(公印省略)

新型コロナウイルスに係る家庭ごみ対策のチラシ周知について
(お願い)

各位におかれましては、平素より本会の事業推進にご理解とご協力を頂いておりますことに感謝と御礼を申し上げます。

さて、廃棄物処理における新型コロナウイルス感染症に係る感染症対策については、本会発1-92号・令和2年3月10日付け「新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物の適正処理等について」にてご報告のとおりであります。

このたび環境省より、新型コロナウイルスやインフルエンザなどの感染症に感染した方やその疑いがある方等がご家庭にいらっしゃる場合におけるご家庭内でのマスクやティッシュ等の捨て方に関するチラシを作成したこと、同チラシを活用しての適切なごみの捨て方についての周知協力の要請を受けました。

会員各位への周知方よろしくお願い申し上げます。

添付のチラシは「環境省 新型コロナウイルスに関連した感染症対策ページ」で公開されています。

http://www.env.go.jp/saigai/novel_coronavirus_2020.html

<送信枚数=3枚>

事務連絡
令和2年3月27日

各都道府県一般廃棄物行政主管部（局） 御中

環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課

新型コロナウイルスに係る家庭ごみ対策のチラシの周知について（事務連絡）

廃棄物行政の推進につきましては、かねてから御尽力いただき厚く御礼申し上げます。
廃棄物処理における新型コロナウイルス感染症に係る感染症対策については、「新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物の適正処理等について（通知）」（令和2年3月4日付け環循適発第2003044号・環循規発第2003043号環境省環境再生・資源循環局長通知）を始めとして、適正な処理等について通知したところです。

また、環境省ウェブページにおいて、廃棄物処理における新型コロナウイルス感染症対策に関するQ&Aを公表しており、一般家庭等から排出される新型コロナウイルス感染者の呼吸器系分泌物（鼻水、痰等）が付着したティッシュ等が一般廃棄物として排出された際は、ゴミ袋等に入れ封をして排出するなど、インフルエンザの感染に伴い排出される廃棄物と同様の方法で処理するよう、周知しているところです。

今般、新型コロナウイルスやインフルエンザウイルスなどの感染症に感染した方やその疑いのある方などがご家庭にいらっしゃる場合において、鼻水等が付着したマスクやティッシュ等のごみを捨てる際のポイントを整理したチラシを別添のとおり作成しました。

については、貴管下市区町村に周知いただき、各家庭に情報共有され、この内容が徹底されるようご対応のほどよろしくお願いいたします。

<連絡先>

環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課
担当：菊地、大城、田村 電話番号：03-5501-3154
hairi-haitai@env. go. jp

新型コロナウイルスなどの感染症対策としてのご家庭でのマスク等の捨て方

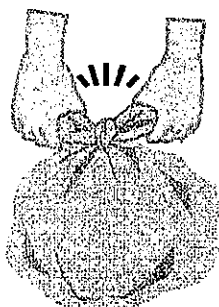
新型コロナウイルスなどの感染症に感染した方やその疑いのある方などがご家庭にいらっしゃる場合、鼻水等が付着したマスクやティッシュ等のごみを捨てる際は、以下の『**ごみの捨て方**』に沿って、「**ごみに直接触れない**」「**ごみ袋はしっかりしばって封をする**」そして「**ごみを捨てた後は手を洗う**」ことを心がけましょう。

ごみの捨て方

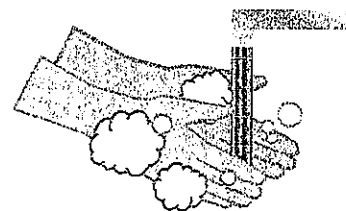
①ごみ箱にごみ袋をかぶせます。いっぱいになる前に早めに②のとおりごみ袋をしばって封をしましょう。



②マスク等のごみに直接触れることがないようにしっかりとしばります。



③ごみを捨てた後は石鹸を使って、流水で手をよく洗いましょう。



※万一、ごみが袋の外に触れた場合は、二重にごみ袋に入れてください。

- 『ごみの捨て方』に沿っていただくことにより、ご家族だけでなく、皆様が出したごみを扱う市町村の職員や廃棄物処理業者の方にとっても、新型コロナウイルスやインフルエンザウイルスなどの感染症対策として有効です。
- ごみを捨てる際は自治体のルールに従うとともに、ポイ捨ては絶対にやめましょう。使用済みのマスク等のごみを捨てる際にも、『ごみの捨て方』を参考に、「ごみに直接触れない」「ごみ袋はしっかりしばって封をする」そして「ごみを捨てた後は手を洗う」ことに注意しましょう。

